

確認済証をお受取の皆様へ

— 今後のお手続きについてのご案内 —

この度は、日本ERI株式会社東京支店をご利用頂き誠に有難うございます。
確認済証交付後の各種届出や現場検査の手続きについてご案内いたします。
どうぞご参考くださいますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください。



日本ERI株式会社 東京支店確認部

〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-16-11 日本橋Dスクエア 4階

TEL：03-3516-6221（平日 17時まで） FAX：03-3278-6711

URL：<http://www.j-eri.co.jp/>

定休日：土・日・祝・年末年始（12/29～1/3）

営業時間：9時～12時・13時～17時（12時～13時はお昼休みです）

窓口対面業務（事前相談、引受審査、申請書面及び申請図の突合等）：10時～12時・13時～16時

※ご予約のうえ、ご来社下さい。

ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解の程よろしくお願いいたします。

【東京支店からのお知らせ】がこちらのQRコードからご覧いただけます。

<主な掲載内容>

セミナー情報 など

※スマートフォン対応です。



1. お渡し書類のご確認

※□欄は、お客様のチェック用としてご利用下さい。

① 確認済証

- ◆記載内容に誤りがないか再度ご確認ください。
*原則として、確認申請書の表記の通りに記載しております。万一修正等がございましたら、本日中にご連絡お願い申し上げます。
- ◆再交付は出来かねますので、大切に保管ください。

② 確認申請書 副本

- ◆図書の数に過不足がないかご確認ください。
- ◆設計図面に審査済印押印があるかご確認ください。

③ 検査予約申込票

- ◆現場検査予約時にご利用ください。
- ◆ホームページからもダウンロード可能です。
※WEB予約も承っております。
- ◆検査予約に関する詳細は、「3. 現場検査について」をご参照ください。

④ お客様アンケート

- ◆弊社ではお客様の満足度向上及び品質向上を目的としたアンケートを実施しております。
些細なことでも結構ですので、是非、声をお聞かせください。

こちらからご回答下さい
(WEB アンケート)



⑤ その他（行政からお知らせ・返却書類 等）

- ◆差替え等で不要な書類が発生した場合には、原則として全て返却させていただいておりますので、お手数ですがお客様のもとで破棄していただきますようお願い申し上げます。
- ◆必要に応じ、弊社又は行政庁からのお知らせを別添で配付する場合がございます。
添付書類に配付物がありましたら、是非ご一読ください。

以下の事項もご確認ください

- 工事監理者・工事施工者の選定が未定の場合は、届出が必要になります。
着工時に必ずご提出ください。
*届出に関する詳細は「2. 各種届出について」をご参照ください。
- 中間検査対象の有無や検査時期などを改めてご確認ください。
*検査に関する詳細は、「3. 現場検査について」をご参照ください。
*中間検査の有無は、確認申請書 第三面【17. 特定工程工事終了予定年月日】をご確認ください。
- 確認済証交付後、計画に変更が生じた場合には「計画変更確認申請」又は「軽微な変更説明書」の提出が必要になります。
*変更が生じた場合は、事前にご相談ください。
- 工事現場に確認表示板の設置が必要です。（建築基準法施行規則第 68 号様式）
*確認表示板は各自でご用意ください。

2. 各種届出について

確認検査業務規程により、各種届出が必要な場合がございます。
該当の有無や提出時期等のご確認をお願いいたします。

届出書類名	提出が必要な場合	提出部数
工事施工者届 (別記 ERI-第 10 号様式)	①確認済証交付時点で施工者が未選定の場合 ②工事中に施工者に変更・増減が生じた場合	1 部 ※
工事監理者届 (別記 ERI-第 9 号様式)	①確認済証交付時点で監理者が未選定の場合 ②工事中に監理者に変更・増減が生じた場合	1 部 ※
建築主等変更届 (別記 ERI-第 8 号様式)	① 工事中に建築主に変更・増減が生じた場合	1 部 ※
軽微な変更説明書	①建築基準法施行規則第3条の2に該当する 軽微な変更が生じた場合	1 部 ※
取下げ届 (別記 ERI-第 5 号様式)	①確認申請・検査申請において、 申請を取り下げる場合（未交付の場合）	2 部（受付印押印後、 副本をお返しします）
工事取り止め届 (別記 ERI-第 11 号様式)	①確認済証交付後、工事を取り止める場合 （未着工又は更地が条件）	2 部（受付印押印後、 副本をお返しします） ※確認済証（原本）と 確認申請書（副本）も 併せてご提出ください

※副本として控えが必要な場合は、2 部提出をお願いいたします。
（受付印押印後、副本をお返しします）

☆よくあるご質問☆

Q：設計者の変更はどのような手続きをすれば良いですか？

A：設計者は当該工事中に変更になることを想定していないため（既に設計は終わっているものと考えため）、変更に関する届出書類はございません。

但し、住所等の変更や設計変更等による設計者追加については、以下の通り手続きをお願いいたします。

- ・【住所や電話番号の変更】→次回申請時（検査や計画変更）に書き換えてください。
- ・【設計変更時の設計者追加】→計画変更時に追加してください。

Q：工事監理者や工事施工者は検査申請時に同時に提出しても良いですか？

A：弊社確認検査業務規程により選定された場合又は変更があった場合には速やかに提出して頂くことになっております。検査申請の時期と異なる場合には、お手数ですが先に届出のみお済ませください。

Q：検査済証も受領しておりますが、登記の都合上建築主を変更したいです。可能でしょうか？

A：申し訳ございませんが、検査済証が交付された後は特定行政庁にも報告を行っており、一切の変更は致しかねます。

—その他ご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せ下さい—

3. 現場検査について

—ご予約から検査当日のご対応まで—

①検査予約

■中間検査・完了検査の時期が近づきましたら、現場検査の予約をお願いいたします。

*遅くとも**希望日の10日前までにはご予約をお済ませください。**

*「検査予約申込票」に必要事項をご記入の上、FAXにてご予約 又は WEB予約をご利用下さい。
WEB予約については、こちらのQRコードからご利用いただけます ⇒ ⇒ ⇒

WEB予約のご案内



■予約が取れましたら、弊社よりFAX（WEB予約の場合はメール）にて返信いたします。

*返信欄に検査申請書の提出期限を記しております。

*検査に必要な書類一覧もあわせて送りますので、必ずご確認ください。

②検査申請書の提出

■検査日の5営業日前までに、ご提出ください。

※特定行政庁が指定する書類については押印を要する場合があります。

提出書類名	中間		完了		備考
	特例有	特例無	特例有	特例無	
中間検査申請書	○	○	—	—	
完了検査申請書	—	—	○	○	
委任状 ※1	○	○	○	○	
シックハウス関連資料	—	—	△※2	○	F☆☆☆☆の確認ができる資料
各種工事関係報告書(構造関係)	△※3	△※3	△※3	△※3	※東京都内の場合
各種工事関係報告書(設備関係)	—	—	△※3	△※3	※東京都内の場合
構造写真(特例写真) ※4	○	—	○	—	
その他	必要に応じ、軽微な変更報告書等をご提出下さい。 また、東京都外の地域で検査時に必要な書類を別途定めている場合がございますので、必ずご確認ください。				

※1 委任状に建築主の押印は不要ですが、検査申請書と併せて提出が必要です。

※2 型式部材等製造者認証建築物の場合は不要です。

※3 建物の建設地・用途・延床面積等によって提出が不要な場合があります。

詳細は ERI ホームページでご確認ください。こちらの QR コードからもご確認くださいませ。⇒



検査書類のご案内

※4 法7条の5の検査特例の適用を受ける場合には、検査を受ける特定工程までの構造（工事完了）写真（屋根の小屋組み、基礎配筋、構造耐力上主要な部分の軸組、もしくは耐力壁）を提出してください。

③検査時刻のご連絡

■検査時刻については、検査日の2営業日前までにFAX（WEB予約の場合はメール）にてお知らせいたします。

④検査手数料のご入金

■検査手数料のご入金は、検査前日までにお振込（コンビニ振込又は銀行振込）をお願いいたします。

*一括請求の場合を除きます。

※検査当日は、施工・監理状況把握のため、現地にて関係書類の確認をさせていただきます。

※監理状況の確認は、原則として弊社様式の「中間・完了検査チェックシート（監理書類検査）」の内容に沿って行います。

※工事監理者の方には、施工・監理状況が把握できる各種試験結果・写真・検査記録等の整理と検査時の説明をお願いしております。（書類等のまとめ方は監理者の様式で結構です）

なお、弊社様式の「中間・完了検査チェックシート」を予めご提出頂いた場合は、上記関係書類の内容確認、検査時間、検査後の対応などの効率化が図られ、検査済証等の交付がスムーズになりますので、ご活用をお勧めいたします。